

第 6 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 4 年 1 月 18 日午後 2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第 1 号議案 特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事
管理漁獲可能量の変更について（諮問）
【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
【第 2 号議案資料】

第 3 号議案 漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき京都府知事が
行う助言、指導又は勧告に関する指針について
【第 3 号議案資料】

3 報告事項

漁業権の資源管理状況等の報告について

【報告事項】

4 その他

5 閉 会

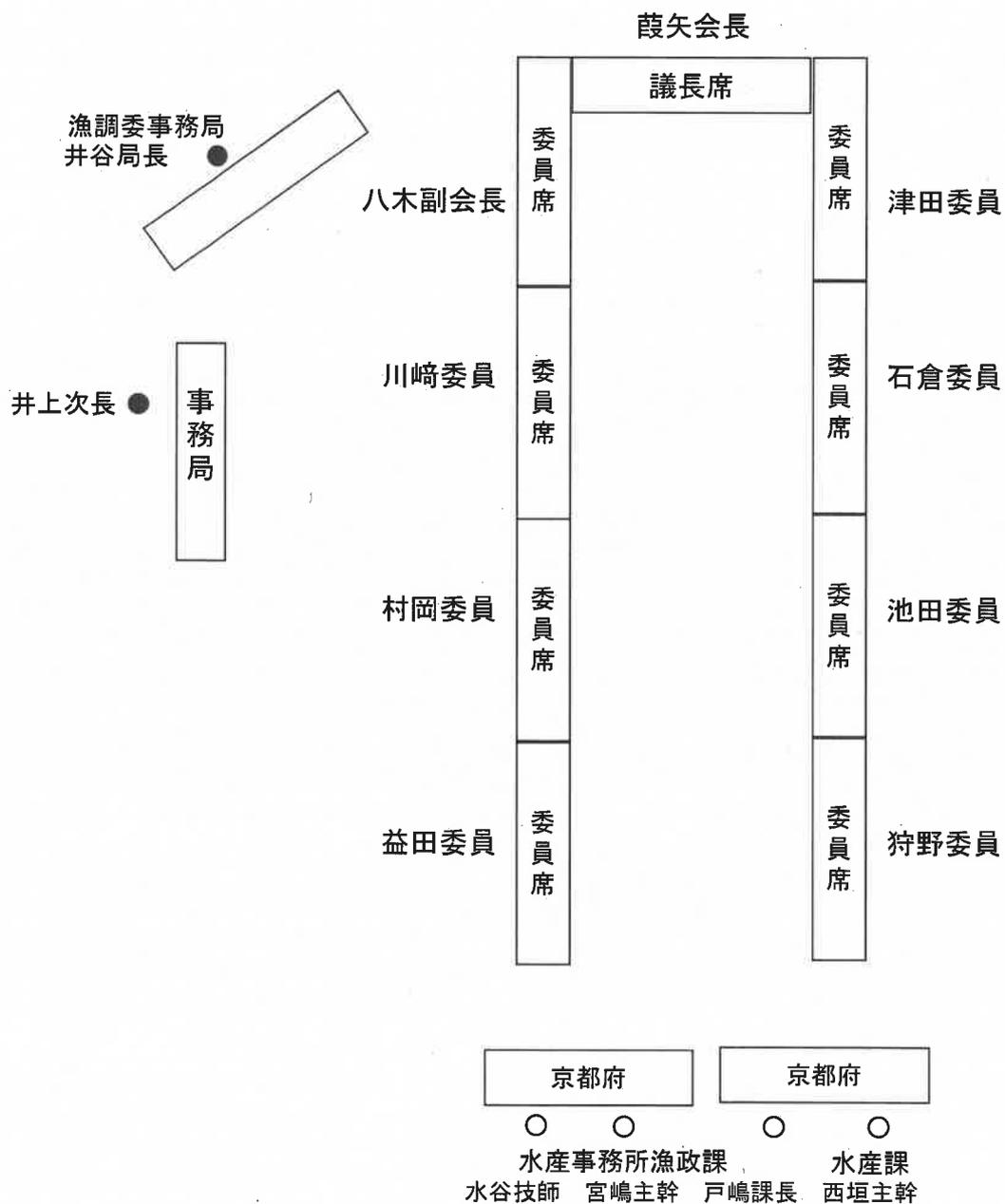
第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合監事
委員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会（第6回委員会配席図）

令和4年1月18日(火)午後2時から
水産事務所 3階 研修室



**第 1 号議案 特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(諮問)**

【理 由】

京都府知事からくろまぐろ(小型魚)に関する令和 3 管理年度(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量の変更について諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1 - 1 諮問文 (写)

〃 2 (別紙) 知事管理漁獲可能量の変更



4 水 第 12 号
令和 4 年 1 月 7 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を、別紙のとおり変更することについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

資料 1 - 2

くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の変更

特定 水産資源	知事管理区分	知事管理 漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	23.0 t	39.7 t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から同年11月30日まで)	0 t	同左
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	23.0 t	39.7 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.2 t	同左
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から同年11月30日まで)	0 t	同左
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	1.2 t	同左
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t	同左
	留 保	2.6 t	同左

**第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について
(諮問)**

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 諮問文 (写)

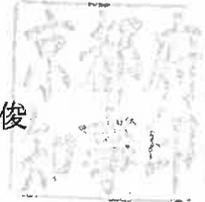
- 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(とりがいた網漁業))
- 小型いかつり漁業 府内及び入会



4 水事第 5 9 号
令和 4 年 1 月 11 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。) 第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則 (令和 2 年京都府規則第 54 号) 第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を別紙のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

(担当)

漁政課漁業漁船係 水谷

TEL:0772-22-4438

【別紙】制限措置等

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	申請すべき期間
手操第三種漁業 (とりがいがいけた網漁業)	33隻 （許可上限100隻－ R4.1.1現在有効な 許可件数67隻）	5トン以下	京共第8号	5月15日から8月15日まで	漁業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者	令和4年3月15日 から 令和4年4月15日 まで
			京共第11号	7月1日から10月31日まで		
			京共第11・12号	7月1日から10月31日まで		
			京共第12号	7月1日から10月31日まで		
小型いかつり漁業	3隻 （許可上限5隻－ R4.1.1現在有効な 許可件数2隻）	5トン以上 30トン未満	京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者	令和4年3月10日 から 令和4年4月10日 まで
			京都府沖合海面	5月10日から10月15日まで		
			京都府沖合海面	5月10日から11月30日まで		
			京都府沖合海面	5月10日から11月30日まで		

※許可すべき船舶の数は、平成28年から令和元年における各年の許可隻数の最大値（令和2年10月22日漁業調整委員会にて提示）から、令和4年1月1日現在有効な許可隻数を除いた隻数を設定した。

※総トン数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格は、令和2年11月10日開催の漁業調整委員会で諮問、答申いただいた内容のとおり。

第3号議案 漁業法第32条第2項の規定に基づき京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針について

【理 由】

特定水産資源の管理において、知事が行う指導等に関する指針を定めるため、漁業者の代表である本委員会の御意見を伺いたいという依頼がありました。

なお、法令に基づく諮問事項ではありませんが、御協議をお願いします。

【添付資料】

資料3-1 特定水産資源の管理に係る行政指導指針の策定について

〃 2 漁業法第32条第2項の規定に基づき京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針（案）

参考資料3-1 「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の制定について

〃 2 京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画1の別に定める「くるまぐる」について

特定水産資源の管理に係る行政指導指針の策定について

令和 4 年 1 月 18 日

京都府水産課

1 行政指導指針の位置づけ

- ・ 漁業法で数量管理における漁獲枠の超過のおそれのある場合の手続きとして、①数量の公表（漁業法第 31 条）⇒②助言・指導・勧告（同第 32 条第 2 項）⇒③採捕停止命令（同第 33 条第 2 項）が定められている。
- ・ 指導等の実施に向けて、府行政手続条例に基づき、指導内容等の基準をあらかじめ定めて（行政指導指針）、公表しておく必要あり。
- ・ なお、旧資源管理法に基づく管理体制では、京都府資源管理計画に基準を規定
- ・ 国からは農林水産大臣の指導指針を参考に策定するよう技術的助言あり。

2 指導等の内容

(1) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚、大型魚）を除く）

ア 管理区分ごとに漁獲が積み上がった場合（法第 32 条第 2 項第 1 号）

- ・ 漁獲量が漁獲枠の 90%を超えた段階で「漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置」の実施
- ・ 同様に 95%で「管理区分の漁獲枠の超過を未然防止する具体的な管理措置」の実施

イ 府全体枠で漁獲が積み上がった場合（法第 32 条第 2 項第 2 号）

- ・ 90%で「採捕停止命令の発出可能性をふまえた採捕の抑制」の実施

※ ア、イともに具体的な措置については、今後関係者と協議して詰める予定

(2) くろまぐろ（小型魚、大型魚）

ア 管理区分ごとに漁獲が積み上がった場合

- ・ 従前の府管理計画と同様の内容（70%、80%、90%でそれぞれ指導を実施）

イ 府全体枠で漁獲が積み上がった場合

- ・ 90%で「採捕停止命令の発出可能性をふまえた採捕量の削減策」の実施

※ 従前、府管理計画で規定していた「通常時」の「5 kg 未満の生存個体の放流」については、府資源管理方針に規定する予定

3 今後の策定等のスケジュール

- ・ 1 月中に指針の策定及び府 HP での公表

○漁業法

(漁獲量等の公表)

第三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、大臣管理区分又は知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該管理区分に係る漁獲努力可能量。次条及び第三十三条において同じ。）を超えるおそれがあると認めるときその他農林水産省令で定めるときは、当該漁獲量の総量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第三十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

一～三【略】

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えるおそれが大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

(採捕の停止等)

第三十三条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、農林水産省令で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

一～三【略】

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、規則で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

案

資料 3 - 2

漁業法第32条第2項の規定に基づき京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置を実施するように助言する。
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超過することを未然に防止するような具体的な管理措置を実施するように勧告する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第2において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	次の措置を実施するように助言する。 【定置漁業】 ・網起こし回数の削減、1日当たりの漁獲上限の設定、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量の削減策を講じる。 【漁船漁業等】 ・操業時間短縮、操業回数（日数）抑制、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量の削減策を講じる。

80パーセントを超えたとき	<p>次の措置を実施するように指導する。</p> <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。 <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。
90パーセントを超えたとき	<p>次の措置を実施するように勧告する。</p> <p>【定置漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、全ての生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。 <p>【漁船漁業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くろまぐろを目的とした操業の自粛、全ての生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じる。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

<p>くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合</p>	<p>当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して 知事がする指導の内容</p>
<p>90パーセントを超えたとき</p>	<p>当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕量の削減策を講じるように指導する。</p>

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。なお、この場合に、単に「くろまぐろ」とあるのは「くろまぐろ（大型魚）」を意味する。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和4年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

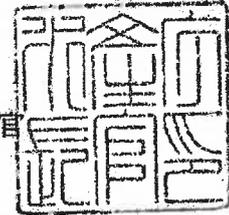
- 2 令和6年3月31日までの間における第1の1（2）イ及び第2の1（2）イ（第3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。



2水管第1492号
令和2年10月30日

京都府知事 殿

水産庁長官



「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の
制定について

第197回国会において成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）により、法第2章において新たに水産資源の保存及び管理が導入された。これに伴い、都道府県において資源管理を行うための方針の策定（法第14条第1項）、漁獲割当割合の設定（法第17条第3項）、協定の認定（法第125条第1項）等の都道府県知事が行う水産資源の保存及び管理に関する事務等については、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）が制定されたところである。今般、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、農林水産大臣が行う水産資源の保存及び管理に関する事務のうち、法第18条第1項の規定に基づく漁獲割当割合の設定を行わない場合等についての判断基準及び法第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告に関する運用指針については、別添のとおり定められたので、事務の参考にされたい。

(別添第2)

漁業法第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う
助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 法第32条第1項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第1項第1号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

大臣管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量に占める割合	当該大臣管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して農林水産大臣がする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	大臣管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置（輪番休漁等）の実施の助言
95パーセントを超えたとき	大臣管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（当該特定水産資源を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると農林水産大臣が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該大臣管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第1項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第1項第2号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての大臣管理区分における漁獲量の総量の当該全ての大臣管理区分に係る大臣	当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
--	---

管理漁獲可能量の合計に占める割合	
90パーセントを超えたとき	当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第1項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

3 法第32条第1項第3号に掲げる場合

(1) 法第32条第1項第3号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

特定水産資源の漁獲量の総量の当該特定水産資源の漁獲可能量に占める割合	当該特定水産資源の採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該特定水産資源の漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第1項第3号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該管理年度の末日までに採捕することが見込まれる当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該特定水産資源の漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ(小型魚)

くろまぐろ(小型魚)(第2において単に「くろまぐろ」という。)に係る法第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 法第32条第1項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第1項第1号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

大臣管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量に占める割合	当該大臣管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導又は勧告の内容
75パーセントを超えたとき	輪番休漁等の漁業の特性に応じた具体的

	な管理措置を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
85パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると農林水産大臣が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該大臣管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第1項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第1項第2号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての大臣管理区分における漁獲量の総量の当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第1項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての大臣管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての大臣管理区分における大臣管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

3 法第32条第1項第3号に掲げる場合

(1) 法第32条第1項第3号に掲げる場合において、農林水産大臣が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろの漁獲量の総量のくろまぐろの漁獲可能量に占める割合	くろまぐろの採捕をする者に対して農林水産大臣がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	くろまぐろの漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第1項第3号の規定に基づく採捕の停止

を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、くろまぐろの漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第1項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)イ及び第2の1(2)イ（第3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。

京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画1の 別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間;令和2年4月~令和3年3月)

令和2年3月16日公表

令和2年6月2日変更

令和2年6月26日変更

令和2年12月24日変更

令和3年3月12日変更

3 早期是正措置

本府は採捕の数量を公表した後、すみやかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本府管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 定置漁業

① 通常時

- ・ 漁業者は5キログラム未満の生残個体の放流を実施する。

② 定置漁業の割当量の7割到達時

- ・ 漁業者は網起こし回数の削減、1日当たりの漁獲上限の設定、生残個体の放流など漁獲量の削減策を講じる。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を助言する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 定置漁業の割当量の8割到達時

- ・ 漁業者は網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、生残個体の放流など漁獲量のさらなる削減策を講じる。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を指導する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

④ 定置漁業の割当量の9割到達時

- ・ 漁業者は網起こし回数のさらなる削減、全ての生残個体の放流など漁獲量のさらなる削減策を講じる。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 漁船漁業等

① 通常時

- ・ 漁業者は5キログラム未満の生残個体の放流を実施する。

② 漁船漁業等の割当量の7割到達時

- ・ 漁業者は操業時間短縮又は操業回数(日数)抑制を実施する。
- ・ 漁業者は生残個体の放流を実施する。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を助言する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 漁船漁業等の割当量の8割到達時

- ・ 漁業者はくろまぐろを目的とした操業を自粛する。
- ・ 漁業者は生残個体の放流を実施する。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を指導する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

④ 漁船漁業等の割当量の9割到達時

- ・ 漁業者はくろまぐろを目的とした操業を自粛する。
- ・ 漁業者は全ての生残個体の放流に取り組む。
- ・ 本府はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

漁業権の資源管理状況等の報告について

【内 容】

漁業法第90条の規定に基づき、漁業権者は資源管理の状況、漁場の活用の状況等を都道府県知事に報告しなければならないとされています。

その報告について、考え方、方法、様式等について関係者と協議した結果を報告します。

【添付資料】

報告資料1－1 資源管理状況等の報告について

資源管理の状況等の報告について

例年、年に1回の頻度で漁業権の行使状況が報告されているところですが、漁業法改正に伴い、漁業権の行使状況（「有効」に活用）だけでなく、資源管理の状況（「適切」に活用）についても報告が必要となり、その報告内容を踏まえて、同内容での免許更新の可否についても判断することとなりました。

このことから、府として必要と考える報告事項について別紙様式案のとおり整理しました。京都府漁協には令和3年12月22日に提示し説明を実施しました。今後、定置経営体にも順次説明を実施します。

①「資源管理の状況等の報告」について

- ・ 法改正により、漁業権者は、知事が定める様式により「資源管理の状況等の報告」が年1回以上必要（法第90条第1項、施行規則第28条）。
- ・ 法及び国の技術的助言を踏まえ、知事は、その漁場が「適切かつ有効」に活用されているか判断できる報告様式を定める。
- ・ 併せて、知事は、海区漁業調整委員会に対しても必要な報告を実施（法第90条第2項）。

②「海面利用制度等に関するガイドライン」（国の技術的助言）で例示される報告事項（別紙1）

- (1) 資源管理の状況（主に「適切」かの判断）
→漁業関係法令の遵守、休漁等の取組状況 等
- (2) 漁場の活用状況（主に「有効」かの判断）
→行使者数、行使日数、生産量、生産金額 等
- (3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

③府への報告事項に係る主な考え方

- ・ 団体漁業権（＝漁協免許）については、免許されている漁協だけでなく、行使している組合員の状況についても報告を求める。
- ・ 原則として、合理的な理由なしに、漁獲・販売実績がない漁業は「漁業の意思がない」と判断し、「適切かつ有効」とはみなさない。
- ・ 漁獲量等の把握により、特段の取組の必要性がないと判断されるものについては、資源管理に取り組んでいなくても問題ないと考えるが、その判断のためには、漁獲実績が必要。
- ・ 共同漁業権における「漁場の全てを利用しているか」の判断は、第1～5種共同漁業権といった単位で操業実態があれば、その単位ごとに「漁場の全てを利用している」とみなす。
- ・ 漁場の利用において「問題がある」と判断された場合、「適切かつ有効」な漁場の利用が行われるよう、府は必要な指導を行う。

○旧様式からの変更点

	項 目	新様式	旧様式
共同	資源管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の状況 資源管理の取組状況 	
	漁場の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 水揚日数 漁獲量、漁獲金額 行使料 行使資格者数 	<ul style="list-style-type: none"> 漁期、最高出漁日数 行使料 行使資格者数、実行使者数
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 他の漁業の妨害の有無 事業計画書等の提出 	
定置	資源管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の状況 資源管理の取組状況 	
	漁場の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲量、漁獲金額 水揚日数 	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲量、漁獲金額 水揚日数 操業期間
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 標識の設置 他の漁業の妨害の有無 事業計画書等の提出 	
区画	資源管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の状況 	
	漁場の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> 生産量、生産金額 漁場の管理状況 養殖魚種 養殖施設の敷設期間 行使資格者数 行使料 	<ul style="list-style-type: none"> 生産量、生産金額 養殖魚種 操業期間 実行使者数、養殖施設数
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 水産薬品の使用状況 他の漁業の妨害の有無 事業計画書等の提出 	

<参考：次期免許の更新について>

- ・ 上記に係る報告内容を踏まえ、現漁業権者に「適切かつ有効」に活用されていると判断される場合は、同じ漁業権者に同内容の免許が可能。
- ・ 漁場の利用状況に「問題がある」と判断された場合であっても、府の指導等により改善が見込まれる場合であれば、必ずしも「同内容の免許はできない」と判断されるわけではない。
- ・ なお、新規漁業権については「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かの判断により免許。

「海面利用制度等に関するガイドライン」で示された報告事項の例

(1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

資源管理の状況等の報告書(共同)

年 月 日

京都府知事 様

住所 京都府舞鶴市字下安久1013-1

氏名 京都府漁業協同組合代表理事組合長 ○○○○

記入担当者名(○○ ○○)

京共第 号について、漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定により以下のとおり報告します。

報告の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
共同漁業の操業に関する漁業関係法令違反の起訴事例(漁業権者及び行使者)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし →「あり」の場合はその処分状況()
他の漁業活動の妨害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし →「あり」場合はその内容()
行使料	<input type="checkbox"/> 漁業権行使規則(行使規則変更前は京都府に届け出た額)に基づき徴収している <input type="checkbox"/> 漁業権行使規則(行使規則変更前は京都府に届け出た額)に基づかない徴収がある
計画的な漁業活動	<input type="checkbox"/> 事業計画書及び業務報告書を添付

〈第1種〉

漁業名称	資源管理に関する取組
あわび漁業	①取り組んでいる(複数選択可) <input type="checkbox"/> TAC数量の遵守 <input type="checkbox"/> 資源管理協定を作成して実施 <input type="checkbox"/> 自主規制(漁獲量の制限、漁具の制限、操業区域、期間の制限) <input type="checkbox"/> 増殖取組(種苗の放流、産卵場、育成場、魚礁の設置) <input type="checkbox"/> その他(内容:) ②取り組んでいない(理由を選択) <input type="checkbox"/> 漁獲量等から、現状の操業を変更する必要なしと判断 <input type="checkbox"/> その他(理由:)
さざえ漁業	①取り組んでいる(複数選択可) <input type="checkbox"/> TAC数量の遵守 <input type="checkbox"/> 資源管理協定を作成して実施 <input type="checkbox"/> 自主規制(漁獲量の制限、漁具の制限、操業区域、期間の制限) <input type="checkbox"/> 増殖取組(種苗の放流、産卵場、育成場、魚礁の設置) <input type="checkbox"/> その他(内容:) ②取り組んでいない(理由を選択) <input type="checkbox"/> 漁獲量等から、現状の操業を変更する必要なしと判断 <input type="checkbox"/> その他(理由:)
かき漁業	①取り組んでいる(複数選択可) <input type="checkbox"/> TAC数量の遵守 <input type="checkbox"/> 資源管理協定を作成して実施 <input type="checkbox"/> 自主規制(漁獲量の制限、漁具の制限、操業区域、期間の制限) <input type="checkbox"/> 増殖取組(種苗の放流、産卵場、育成場、魚礁の設置) <input type="checkbox"/> その他(内容:) ②取り組んでいない(理由を選択) <input type="checkbox"/> 漁獲量等から、現状の操業を変更する必要なしと判断 <input type="checkbox"/> その他(理由:)

資源管理の状況等の報告書(共同)

京都府知事 様

住所
氏名
記入担当者名()

京共第 号について、漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定により以下のとおり報告します。

報告の対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

〈第1種〉漁業権行使者数 名

漁業名称	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (千円)	水揚日数 (年間)
あわび漁業	500	3,000	150日
さざえ漁業	1,000	2,000	

〈第2種〉漁業権行使者数 名

漁業名称	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (千円)	水揚日数 (年間)
小型定置	30,000	9,000	150日
いそうお刺網	1,000	2,000	

〈第3種〉漁業権行使者数 名

漁業名称	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (千円)	水揚日数 (年間)
雑魚地びき網			

資源管理の状況等の報告書(定置漁業)

年 月 日

京都府知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
記入担当者名()

漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定により、以下のとおり報告します。

報告の対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

定置漁業の操業に関する漁業関係法令違反の起訴事例 あり なし

→「あり」の場合はその処分状況()

資源管理の取り組み状況 (複数選択可) 資源管理協定を作成して実施 TAC数量を遵守 漁具の制限 操業の制限
その他(取り組み内容:)
取り組んでいない(理由:)

標識の設置 設置している 設置していない

他の漁業活動の妨害 あり なし

→「あり」の場合はその内容()

計画的な漁業活動 事業計画書及び業務報告書を添付

免許番号及び漁場名	水揚げ日数	漁獲量(トン)	漁獲金額(万円)
京定第 号 漁場			

資源管理の状況等の報告書(区画)

年 月 日

京都府知事 様

住所
氏名
記入担当者名()

漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項の規定により報告します。

報告の対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

区画漁業の操業に関する漁業関係法令違反の起訴事例 あり なし

→「あり」の場合はその処分状況()

他の漁業活動の妨害 あり なし

→「あり」の場合はその内容()

水産薬品の使用 農林水産省『水産用医薬品について』に基づき適切に使用
問題のある事例があった(その内容:)
使用していない

行使料 漁業権行使規則(行使規則変更前は京都府に届け出た額)に基づき徴収している
漁業権行使規則(行使規則変更前は京都府に届け出た額)に基づかない徴収がある

計画的な漁業活動 事業計画書及び業務報告書を添付

免許番号 及び 漁場名	漁業権 行使者数	養殖施設の 敷設期間	魚種	生産量 (kg)	生産金額 (千円)	漁場の管理状況
京区第 号 漁場	名	月 日から 月 日まで				漁場改善計 画あり <input type="checkbox"/> 履行している <input type="checkbox"/> 履行していない 漁場改善計 画なし <input type="checkbox"/> 漁場環境の悪化(大量へい死、魚 病、有毒ガス等の発生等)はない。 <input type="checkbox"/> 漁場環境の悪化があった (内容:)
京区第 号 漁場	名	月 日から 月 日まで				漁場改善計 画あり <input type="checkbox"/> 履行している <input type="checkbox"/> 履行していない 漁場改善計 画なし <input type="checkbox"/> 漁場環境の悪化(大量へい死、魚 病、有毒ガス等の発生等)はない。 <input type="checkbox"/> 漁場環境の悪化があった (内容:)